

千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設使用許可業務に係る審査基準等

千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設

指定管理者 スポーツクラブN A S株式会社

千葉市行政手続条例及び千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設の管理に関する基本協定書の規定に基づき、千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設（以下「本施設」という。）の使用許可に係る審査基準及び標準処理期間その他必要な事項を次のとおり定める。

1. 本施設の使用許可に係る審査基準

(1) 以下に掲げる場合を除き、利用できるものとする

- ①公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れがあると認められる者
- ②施設または設備を破損する恐れがあると認められる者。
- ③危険物や他人に迷惑になる物品・動物の類を携帯する者。
- ④許可なく本施設内で営業・勧誘・宣伝等の行為をする者。
- ⑤禁止事項、および遵守事項等に違反、または職員の指示に従わず、施設を利用する者。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律77 号）第2条第2 号に規定する暴力団の利益になるとき。
- ⑦前各号に掲げるほか、施設の管理上支障があると認められる方。

2. 本施設の利用手続き

(1) 使用の許可申請

- ①専用使用に係る許可を受けようとする者は、千葉市スポーツ施設専用使用許可申請書（様式第1号）または、有料公園・有料公園施設専用使用許可申請書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。使用許可申請は、申込み利用予定日の1ヶ月前から受け付けるものとする。
- ②個人使用に係る使用許可を受けようとする者は、個人使用券または、回数券、定期券を購入、受付窓口に提示、入場時間を記入した用紙と交換の上、使用許可を受けるものとする。この場合において、所定の時間を超過して施設を利用する方は超過時間分（1時間単位）の料金を窓口に支払う。尚、個人使用の受付は先着順とし、予約等はできない。

(2) 使用の許可

- ①指定管理者は、専用使用に係る申請書を受理した場合は、千葉市の承認または指定管理者が許可し、これを審査し、14日以内に許可したときは、千葉市スポーツ施設専用使用許可書（様式第2号）または、有料公園・有料公園施設専用使用許可書（様式第5号）を、許可しないときは、千葉市スポーツ施設専用使用不許可通知書（様式第3号）または、有料公園・有料公園施設専用使用不許可通知書（様式第6号）を、申請者に交付するものとする。

②本施設を個人使用しようとする者は、指定管理者が定める様式の個人使用券の交付を受けることにより、使用許可を受けたものとする。

(3) 使用の取消し

①専用使用に係る使用許可を受けた者がその使用を取り消すときは、あらかじめ千葉市スポーツ施設専用使用取消届（様式第4号）または、有料公園・有料公園施設専用使用取消届（様式第7号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(4) 使用許可の取消し

①指定管理者は、使用許可を取り消したときは、千葉市スポーツ施設使用許可取消通知書（様式第8号）または、有料公園・有料公園施設専用使用許可取消通知書（様式第11号）を当該取消しに係る使用許可を受けた者に交付するものとする。

(5) 使用事項の変更

①専用使用者は、専用使用許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市スポーツ施設専用使用許可事項変更許可申請書（様式第5号）または、有料公園・有料公園施設専用使用許可事項変更許可申請書（様式第8号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(6) 使用許可事項の変更

①指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市スポーツ施設専用使用許可事項変更許可書（様式第6号）または、有料公園・有料公園施設専用使用許可事項変更許可書（様式第9号）を、許可しないときは千葉市スポーツ施設専用使用許可事項変更不許可通知書（様式第7号）有料公園・有料公園施設専用使用許可事項変更不許可通知書（様式第10号）を、専用使用者に交付するものとする。

(7) 使用時間

本施設の使用時間は、別表に定めるものとする。

(8) 中学生以下の者の使用

小学生以下の者のみで構成される団体等又は小学生以下の個人が使用する場合及び中学生以下の者のみで構成される団体等又は中学生の個人が、午後7時から午後9時まで使用する場合は、保護者等の同伴を要するものとする。

(9) 利用料金

- ①使用許可を受けた者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金を支払わなければならない。
- ②本施設の利用料金は、別表に定めるものとする。
- ③利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(10) 利用料金の減免

次に掲げる場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

①生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上高齢者

②障害者及びその介護者

- ・千葉県スポーツ施設管理規則第7条、千葉県都市公園条例施行規則第15条に定める手帳の提示により本施設を使用する障害者の利用料金は、全額免除します。また、障害者に付き添って本施設をしようする介護者1名の利用料金は、全額免除します。

③団体利用

- ・千葉県スポーツ施設管理規則第7条、千葉県都市公園条例施行規則第15条に定める団体が利用する場合は、本施設の利用料金を減免します。
- ・障害者が主体となって組織する団体がスポーツ活動のために使用する場合は全額免除します。
- ・千葉市立小・中・養護学校及び高等学校が当該学校の体育の教科の授業に使用する場合は、全額免除します。
- ・社会福祉法に規定する社会福祉法人が使用する場合は、半額免除します。
- ・体育及びスポーツ振興を図ることを主たる目的とする団体で、市が指定するものがその主催するスポーツ活動のために利用する場合は、半額免除します。

(11) 利用料金の不返還

既に支払われた利用料金は返還しない。ただし、委員会規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(12) 使用制限について

本施設では、利用者が安全で快適に施設を利用できるように以下のような管理上の使用制限を行う。

- ①本施設を専用で使用する場合は、公共性・公益性を持った千葉市の承認団体または指定管理者が許可した団体に限り使用できる。
- ②本施設では、千葉県または指定管理者の許可なく、営利目的での使用を禁止する。
- ③本施設の管理上支障が考えられるスポーツは認められない。
- ④個人使用において、1回の使用は1種目とし、種目を変更する場合は新規使用とする。
- ⑤本施設内は全面撮影禁止区域とする。
- ⑥本施設内は全面禁煙とする。
- ⑦本施設内での携帯電話の使用は指定場所に限り使用できる。
- ⑧本施設内へのベビーカーの持ち込みは、指定場所に限り可能とする。
- ⑨その他、本施設が定めている「注意事項」「禁止事項」で管理上の使用制限を設けている。

3. 標準処理期間

使用許可申請に対する標準処理期間は14日とする。

4. 不利益処分

(1) 不利益処分を講ずる場合

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本施設の使用を制限し、若しくは停止し、使用許可を取り消し、又は本施設からの退去を命ずることができる。

- ① 条例又は施行規則に違反したとき。
- ② 偽りその他不正の手段により使用許可を受けた事実が明らかになったとき。
- ③ 使用許可に付した条件に違反したとき。
- ④ この使用許可業務に係る審査基準に規定する、使用を許可しない基準に該当する事由が発生したとき。
- ⑤ 営利を目的とすると認められるとき。
- ⑥ 政治活動、宗教活動を目的とすると認められるとき。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する、暴力団の利益になるとき。
- ⑧ 施設又は設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- ⑨ 禁止事項及び遵守事項等に違反または、施設管理業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- ⑩ 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

この審査基準は、令和3年4月1日から施行する